

国立大学法人上越教育大学学長選考について（公示）

令和 8 年 9 月 1 4 日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議



国立大学法人上越教育大学学長選考規則第 2 条の規定に基づき、下記により学長選考を実施します。

記

- 1 学長選考を行う理由
令和 9 年 3 月 3 1 日をもって現学長の任期が満了するため
- 2 学長候補者に求められる資質・能力等（学長選考規則第 4 条）
人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
＜望ましい学長像＞

次期学長は、本学に求められる社会的役割を果たすため、創設の趣旨・目的及び大学憲章の理念を追求する強い意欲を有するとともに、次のような資質・能力を持った者であることが望まれる。

- 教学と経営の最高責任者として、少子化の進行や社会の急激な変化を見据えた明確なビジョンを持ち、本学の持続的発展に向けた改革を主導する強い意志と指導力を備えていること。
- 附属学校園を含む本学構成員との信頼関係を基盤に、多様な意見を尊重しながら組織全体の力を最大限に引き出すとともに、他大学や自治体、教育委員会・学校等の関係諸機関との連携・協働を促進するため、強力なリーダーシップと、高い調整力を兼ね備えていること。
- 本学の特色を最大限に発揮し、教員養成系大学の広域拠点大学として、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する戦略の構想力と実行力並びに本学の存在意義を高める強力な発信力を有すること。
- 本学の財政基盤の強化を図るとともに、効果的な資源配分によって大学運営を担う優れた経営力を有すること。
- 地域における学校教育の発展に積極的に寄与するとともに、教育研究の成果を社会に発信・還元し、時代に対応した教師教育に取り組む強い意志を有すること。

- 3 学長の任期（学長選考規則第 13 条）
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで
- 4 学長選考の方法及び日程等
 - (1) 推薦（学長選考規則第 5 条）
 - ① 次のいずれかの推薦による。
 - ア 学長選考・監察会議委員の推薦
 - イ 学長選考・監察会議委員を除く意向聴取の有資格者 10 人の連署による推薦
 - ② 推薦は、本人の同意を得た上で、所定の推薦書に本人の履歴書を添えて学長選考・監察会議に提出して行うものとする。
 - ③ 推薦の受付期間
令和 8 年 9 月 1 5 日（火）から令和 8 年 9 月 2 8 日（月）までとする。

- (2) 学長候補適任者の絞り込み（学長選考規則第6条）
令和8年10月9日（金）開催予定の学長選考・監察会議において、推薦のあった学長候補適任者を5人以内に絞り込む。
- (3) 所信等の公表（学長選考規則第7条）
令和8年11月2日（月）（予定）に、学長候補適任者から提出のあった所信及び学長選考・監察会議からの質問に対する回答書を学内専用ホームページ（MyJUNポータルサイト）において公表する。
- (4) 意向聴取（学長選考規則第8条）
 - ① 意向聴取実施の期間
令和8年11月16日（月）から令和8年11月18日（水）（予定）
 - ② 意向聴取の実施に関する公示日
令和8年11月10日（火）（予定）
- (5) 学長候補適任者に対するヒアリング（学長選考規則第9条）
令和8年11月19日（木）（予定）
- (6) 学長候補者の決定（学長選考規則第10条）
令和8年11月19日（木）開催予定の学長選考・監察会議において、学長候補者を決定する。

以上